

京都市地球温暖化対策条例の見直し及び次期京都市地球温暖化対策計画の策定に係る重点的に取り組むべき分野及び具体的な対策の方向性について

(うち、京都市地球温暖化対策条例の見直しに関する事項)

答申 (案)

令和 2 年 月

京都市環境審議会

## 目 次

第1	はじめに	p 1
第2	地球温暖化を巡る現状	p 3
1	世界における動向	p 3
2	国における動向	p 3
3	京都市における地球温暖化対策の取組状況	p 4
第3	2050年二酸化炭素排出量正味ゼロの実現に向けた基本的な 考え方	p 7
1	2050年に実現を目指す姿	p 7
2	必要となる考え方	p 8
第4	条例改正に当たっての基本的な考え方	p11
1	地球温暖化対策の推進に当たっての基本的な考え方の 明示	p11
2	削減目標	p11
3	施策の方向性	p12
	(1) ライフスタイルの転換	
	(2) ビジネスの転換	
	(3) エネルギーの転換	
	(4) モビリティの転換	
	(5) 適応策の推進	
第5	おわりに	p21

## 第1 はじめに

京都市は、京都議定書誕生の地として、地球温暖化対策に特化した条例を全国で初めて制定し、積極的に地球温暖化対策に取り組んできた。

京都議定書が大きく飛躍したパリ協定が実行の段階を迎える中、令和元年5月、京都においてはIPCC総会が開催され、パリ協定の実行に不可欠な温室効果ガス排出量算定のための「IPCC京都ガイドライン」が採択されるとともに、門川京都市長が、持続可能で豊かな地球環境を将来に引き継ぐ責任を果たすため、全国の自治体の首長としてはじめて、「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」を目指す覚悟を表明した。

このような背景の下、京都市環境審議会（以下「審議会」という。）は、京都市長から令和元年7月30日に、長期目標として2050年に二酸化炭素排出量正味ゼロの実現に向け、「京都市地球温暖化対策条例の見直し及び次期京都市地球温暖化対策計画の策定に係る重点的に取り組むべき分野及び具体的な対策の方向性」について諮問を受け、これまで、審議会を3回、部会である「地球温暖化対策推進委員会」（以下「委員会」という。）を4回、委員会のワーキンググループである「地球温暖化対策評価研究会」を2回開催し、審議を進めてきた。

また、地球温暖化に伴う気候変動の影響はここ京都でも既に顕在化しており、温室効果ガス排出量の削減に加え、気候変動への適応の重要性も高まっている。このため、適応策について、委員会に加え、ワーキンググループである「京都気候変動適応策の在り方研究会」を3回開催し、審議を進めてきた。

「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」は、これまでの取組の延長だけでは到底届かない高い目標であり、新たな視点に立ち、危機感と目標を共有した上で、暮らしや社会経済活動の在り方の見直しを含めて、あらゆる主体で取り組んでいくことが必要である。

審議に当たっては、京都市におけるこれまでの取組状況や地球温暖化を巡る国内外の動向等を踏まえるとともに、京都を拠点に活動するNGOである気候ネットワークによる研究や京のアジェンダ21フォーラムからの提言なども参考に、意見交換を進めた。

なお、この間、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会・経済活動に大きな影響が生じている。持続可能な社会の構築に向けては、感染症予防対策として急速に広がったテレワークをはじめとした新たな生活・ビジネススタイルを取り入れつつ、経済発展と市民生活の豊かさ、そして地球環境の保全の同時実現を目指していくことが求められ、今後の施策検討に当たり十分に踏まえることが必要である。

今回は、諮問を受けた事項のうち、2050年二酸化炭素排出量正味ゼロの実現に向けた基本的な考え方と、条例改正の方向性について、本審議会としての考え方を取りまとめたものである。次期京都市地球温暖化対策計画の策定に向けては、施策の更なる具体化等を中心に引き続き審議を行い、改めて答申を行う。

## 第2 地球温暖化を巡る現状

### 1 世界における動向

「京都議定書」が大きく飛躍した、地球温暖化に関する新たな国際的な枠組みである「パリ協定」が2015年12月に採択され、世界は「工業化以前からの世界の平均気温の上昇を2℃より十分低く抑え、1.5℃以下に抑えるための努力を追求すること」に合意した。

さらに、2018年12月に気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が発行した「IPCC1.5℃特別報告書」においては、1.5℃と2℃の気温上昇では、地球温暖化による社会や経済への影響には大きな違いがあり、気温上昇を1.5℃以下に抑えるためには2050年ごろまでに二酸化炭素排出量をほぼ「正味ゼロ」にする必要があることが示された。

こうした中で、本年、パリ協定がスタートしたものの、現時点では各国が提出している削減目標では、気温上昇を2℃未満に抑えることはできないことが明らかとなっており、各国の削減目標の引き上げが求められている。

### 2 我が国における動向

2019年6月には、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が策定され、今世紀後半のできるだけ早期の脱炭素社会の実現を目指すことが示された。同戦略では、2030年までの目標について、これまでと同じ2013年度比26%削減とされているが、更なる削減努力を追求するため、「地球温暖化対策計画」を見直し、パリ協定に基づく我が国の目標に関し、国連気候変動枠組条約事務局へ追加情報を提出することとされている。

一方、自治体レベルにおいては、京都市を皮切りに、国の積極的な働きかけもあり、2050年の二酸化炭素排出量正味ゼロを宣言する「ゼロカーボンシティ」が増加しており、宣言自治体を合計すると日本の人口の過半数を超えるなど、国内の地球温暖化対策の推進に向けた機運が高まりつつある。

また、国内各地で地球温暖化に伴う気候変動による様々な被害が顕在化、甚大化し、気候変動の影響に適応していくことの必要性が高まりつつあることを踏まえ、平成30年6月には「気候変動適応法」が成立し、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されたことにより、緩和策と並行して、適応策についても着実に推進することが明確に位置付けられた。

### 3 京都市における地球温暖化対策の取組状況

#### (1) これまでの取組

全国初の地球温暖化対策に特化した条例として制定された「京都市地球温暖化対策条例」(以下「条例」という。)を2010年度に全部改正し、温室効果ガス排出量を長期的には80%削減、2030年度までに1990年度比で40%削減することなどを目標として掲げた。

また、目標達成に向けた行動計画として、2011年3月に「京都市地球温暖化対策計画<2011-2020>」を策定し、以降、地球温暖化を巡る動向や計画の進捗状況を踏まえ、2度の改定を行い、市民、事業者、環境保全活動団体との協働の下、取組を進めている。

直近の改定となる2017年3月の改定では、2016年11月のパリ協定の発効により、脱炭素社会を世界が目指すことをとったことを踏まえ、今世紀後半の温室効果ガス排出量実質ゼロの達成に向けた戦略である「プロジェクト“0(ゼロ)”への道」を掲げた。

また、2017年12月には、京都議定書誕生20周年を記念し、「地球環境京都会議2017(KYOTO+20)」を開催し、パリ協定が掲げる今世紀後半の「温室効果ガスの実質排出ゼロ」の実現に向けた「2050年の世界の都市のあるべき姿」等を盛り込んだ「持続可能な都市文明の構築を目指す京都宣言」を発表した。

さらに、2019年5月には、IPCC第49回総会の京都市での開催を記念したシンポジウム「脱炭素社会の実現に向けて」において、門川京都市長が「2050年までの二酸化炭素排出量正味ゼロを目指す覚悟」を表明するとともに、環境大臣をはじめとする関係者とともに、世界の平均気温の上昇を1.5℃以下に抑えるべく、2050年ごろまでに二酸化炭素排出量の「正味ゼロ」に向けて、あらゆる方策を追求し具体的な行動を進めていくことを決意する「1.5℃を目指す京都アピール」を発表した。

## (2) 温室効果ガス排出量の削減状況

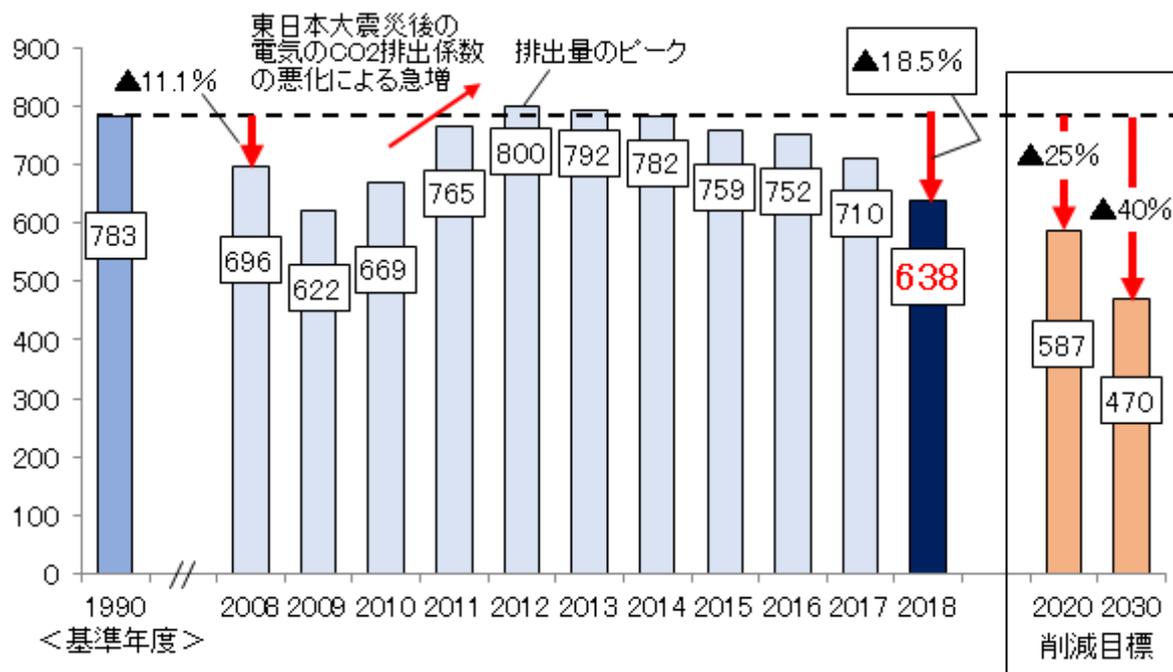
温室効果ガスの排出量は、前回の条例改正答申時の最新実績であった2008年度においては、1990年度比▲11.1%まで削減が進んでいた。しかし、現行条例の施行直前の2011年3月に起こった東日本大震災により火力発電への依存が高まり、電気の排出係数が大幅に悪化したことで、排出量の最も多かった2012年度には1990年度比+2.2%と、排出量が急増した。

一方、徹底した省エネ<sup>\*</sup>により、排出量は2013年度にはピークアウトし、以降着実に削減が進み、最新の2018年度は638万トン、1990年度比▲18.5%まで削減が進んでいる。しかし、現行条例に掲げる2020年度までに▲25%の削減目標には達しておらず、引き続き、更なる取組の推進が必要である。

※ エネルギー消費量は、2018年度時点でピーク時の1997年度比▲27.8%、震災直前の2010年度比▲14.0%と、大きな削減を達成している。

図1：温室効果ガス排出量の推移

(単位：万トン)



下線は要点説明のために付しているもの、**破線箱書き**は改正検討内容の参考記載であり、いずれも正式答申では記載しない

図2：部門別の温室効果ガス排出量の推移

(単位：万トン)

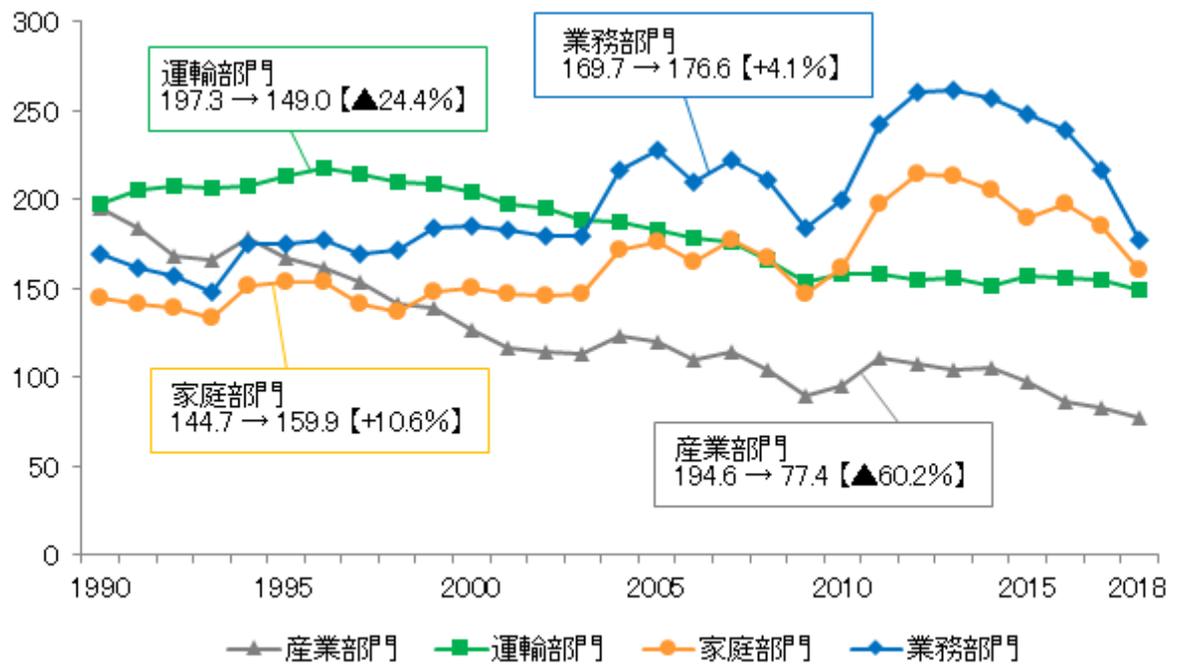
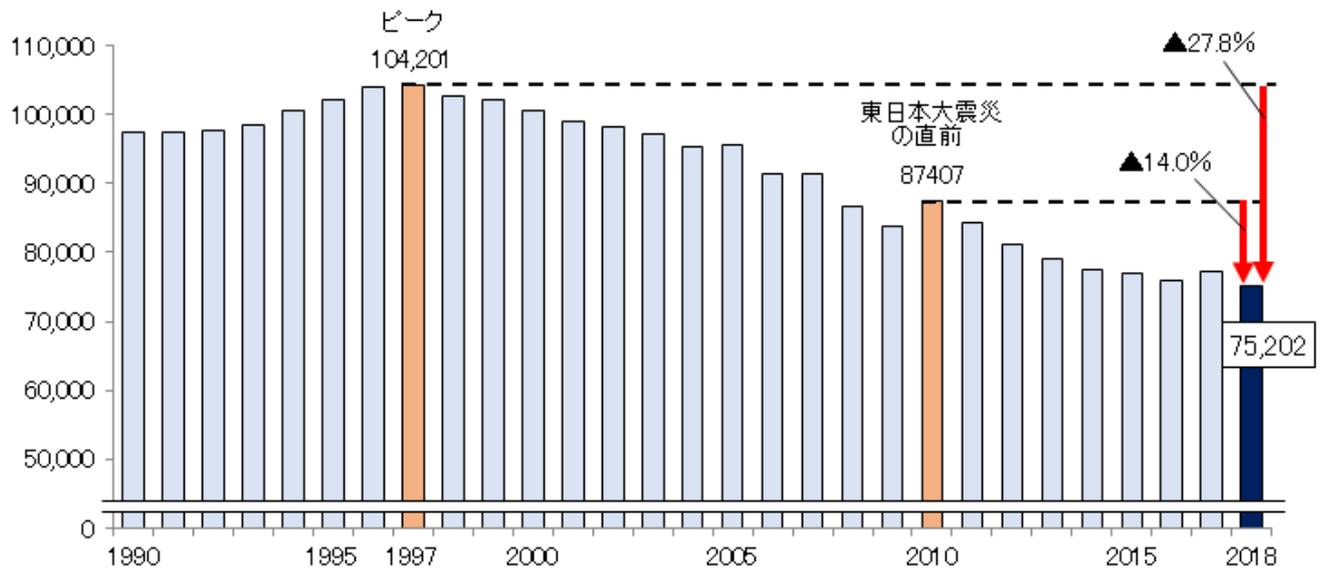


図3：エネルギー消費量の推移

(単位：TJ)



### 第3 2050年二酸化炭素排出量正味ゼロの実現に向けた基本的な考え方

2050年二酸化炭素排出量正味ゼロの実現は、これまでの取組の延長では達成することができない高い目標である。

気候変動の影響が顕在化し、「気候危機」ともいえる現在の状況下において、危機感や目指す姿を共有し、覚悟を持ち、取組を進めることが必要であり、今回の条例改正を通じて、様々な主体と議論が行われることが重要である。

こうした観点を踏まえ、この条例改正の前提として、2050年に実現を目指す姿と、必要となる考え方を以下に示す。

#### 1 2050年に実現を目指す姿

京都市では、二酸化炭素の排出量削減に向け、徹底した省エネや再生可能エネルギーの拡大の取組を進め、着実な成果を上げてきたが、二酸化炭素排出量正味ゼロとなる脱炭素社会は、暮らし方や社会・経済活動のシステムの大転換、それを実現するための、人々の意識の変革が不可欠である。

産業革命以降の社会は、化石燃料を中心としたエネルギーや資源の大量消費を前提として発展してきた。

脱炭素社会の構築は、こうした社会から脱却し、自然の力やこれまで地域が培ってきたコミュニティ、生活文化を礎として、新たな技術や知恵を融合させることにより、社会・経済活動について、二酸化炭素を排出しない形に転換することにより、豊かな社会を実現していく取組である。

そして、京都市には、まさにその実現に必要な、長い歴史と自然との共生の中で培われてきた「もったいない」や「しまつの心」などの言葉に象徴される精神風土、生活文化、知恵が息づいている。

こうした京都市の強みを活用し、市民、事業者とともに、目指すべき2050年の社会像を議論、構築し、誰もが脱炭素社会に向けて主体的、積極的に取り組むことにより、脱炭素社会の実現と生活の質の向上、経済発展が同時に達成される、未来の世代が夢を描ける豊かな京都を作り上げていく必要がある。

下線は要点説明のために付しているもの、破線箱書きは改正検討内容の参考記載であり、いずれも正式答申では記載しない

## 2 必要となる考え方

2050年二酸化炭素排出量正味ゼロを目指す地球温暖化対策の取組は、次に掲げる事項を考え方の基本に据えて推進していくべきである。

### (1) 脱炭素社会の在り方を広く共有し、あらゆる主体による自主的・積極的な行動により実現していくこと

化石燃料によるエネルギーや資源の大量消費を前提としたこれまでの社会・経済活動から脱却するためには、日々の暮らしや事業活動など、1つ1つの行動を見直していくことが求められる。

そのため、市民や事業者などあらゆる主体が、脱炭素社会の実現を目指すことを共有し、それぞれの立場において自主的かつ積極的な行動を進めていくことが不可欠であり、オール京都で丸となった地球温暖化対策を推進することが重要である。

そして、そうした機運を醸成していくためには、脱炭素社会における具体的な暮らし・経済・まちの姿を各主体と作り上げ、共有を図っていくことが重要である。すでに京都市は、2050年の都市のあるべき姿を「京都宣言」として発表しており、この京都宣言を基礎に、引き続き、本審議会も含め、様々な主体との意見交換を行い、具体的な社会像を作りあげていかれたい。

#### 関連する主な改正検討項目

- 責務：各主体の責務に地球温暖化防止の取組を「自主的かつ積極的に」取り組むことを規定
- 取組の理念：取組の理念の項を新たに設け、あらゆる主体による自主的・積極的な行動により実現していくものであることを、基本的な考え方として掲げる

## (2) 地球温暖化対策を通じて社会を豊かにすること

脱炭素社会を実現する目的は、持続可能で豊かな京都を未来に継承することであり、二酸化炭素排出量正味ゼロと同時に、生活の質の向上と経済発展を同時に実現することが求められる。

そのため、これまでの取組の延長・強化ではなく、目指すべき脱炭素の社会像を共有し、その実現に向けて新たな観点からの検討やこれまでの延長線上にない対策など各主体が取り組むことにより大幅な削減を実現するとともに、同時解決の視点を持ち、地域の資源を地域で最大限活用することなどを通じて、社会や経済の課題解決にもつながる地球温暖化対策を展開していくことが必要である。

### 関連する主な改正検討項目

○取組の理念：取組の理念に、生活の質の向上、社会や経済の課題解決にも貢献し、豊かな社会につながるものとして展開していくことを記載する

## (3) 対策を常に進化させること

2050年の二酸化炭素排出量正味ゼロの目標は、これまでの取組の延長では実現ができないため、最新の知見を収集し、新たな制度や仕組み、技術を率先して導入するなど、対策を常に進化させていくことが重要である。

そのためには、京都の産・学・公の連携の強みを生かしたイノベーションを促進するとともに、国や国内外の自治体等との連携を強化し、先進的な事例の共有や新たな対策につながる制度変革に取り組んでいくことが求められる。

### 関連する主な改正検討項目

○責務：市の責務として、大学、研究機関、国及び他の地方公共団体との連携を促進することを新たに規定

#### (4) 緩和と適応、削減と吸収の両面から取組を推進すること

近年、世界各地で地球温暖化に伴う気候変動の影響が甚大化し、京都市においても、猛暑や大型の台風、頻発する局所的豪雨などが市民生活や事業活動に大きな被害を与えている。産業革命以降から世界の平均気温はすでに約1℃上がっており、2050年二酸化炭素排出量正味ゼロを達成しても1.5℃までは上昇するとされていることから、今後、気候変動による影響はより大きなものになることが見込まれる。

こうした状況も踏まえ、未来に豊かな京都を継承していくためにも、脱炭素社会の実現に向けては、着実に温室効果ガス排出量の削減を進める緩和策に加え、その間の気候変動の影響にはしっかりと対応する適応策を車の両輪として地球温暖化対策を進めていくべきである。

また、排出量正味ゼロの意味するところは、排出された二酸化炭素を植物の光合成による吸収や土壌への蓄積などにより大気中から排除できる量に抑える、つまり、自然の炭素循環の範囲内に抑えていくということであり、炭素吸収力を高めることも今後求められる重要な観点である。正味ゼロに向けては、市域の7割を占める森林の持つ多面的な機能を活用した施策の充実をはじめ、吸収源対策について、削減の取組とあわせてしっかりと進めていくべきである。

##### **関連する主な改正検討項目**

○定義：適応策を地球温暖化対策として新たに規定

(このことにより、緩和策と同様に各主体の責務・努力義務等に組み込み)

## 第4 条例改正に当たっての基本的な考え方

### 1 地球温暖化対策の推進に当たっての基本的な考え方の明示

脱炭素社会の実現に向けては、あらゆる主体が、それぞれの立場で、共に持続可能で豊かな社会を目指すことで、これまでの暮らし方や社会・経済活動を大きく転換していく必要がある。

条例の改正で脱炭素を掲げるに当たっては、同時解決の視点を持ち、社会や経済の課題解決にも貢献する地球温暖化対策を展開していくこと、市民や事業者をはじめ、あらゆる主体が脱炭素社会の実現に自主的かつ積極的に取り組むこと、そのための気運の醸成をオール京都で進めることなど、地球温暖化対策の推進の考え方をメッセージとして、明確な形で条例の中に織り込み、様々な主体が共有できるようにすべきと考える。

#### 関連する主な改正検討項目

○取組の理念：取組の理念の項を新設し、上記の考え方等を明示する

### 2 削減目標

削減目標については、国内外の動向と京都市のこれまでの取組を踏まえ、次のとおり設定することが望ましいと考える。

#### (1) 2050年（条例の理念）：二酸化炭素排出量正味ゼロとなる脱炭素社会の実現

脱炭素社会は、市民、事業者等と共有し、一体となって社会・経済システムの転換に取り組むことにより、豊かな京都を実現していく中で達成を追求していくものであり、条例の理念を定めた前文に、二酸化炭素排出量正味ゼロを目指すことを明記することがふさわしいと考える。

#### (2) 2030年度（削減目標）：温室効果ガス排出量40%以上削減

現行の温室効果ガス排出量1990年度比40%削減の水準は、国や他の自治体と比べても高い目標であるが、早期から削減を積み重ね、地球温暖化による影響の一層抑制につなげていくため、40%以上の削減を目指すべきである。

なお、基準年度については、1990年度から排出の内訳が大きく変化しており、部門ごとの削減に係る今後の進捗管理を的確に行えるよう、国や他都市の状況を踏まえつつ、変更することについても検討されたい。

### 3 施策の方向性

脱炭素社会の実現に向けては、着実に削減を積み重ねることはもとより、暮らし方や社会・経済などのシステムを大きく転換していくことが不可欠であり、バックキャストの考え方に立ち、日々の生活や仕事、まちの在り方などに関わる、さまざまな分野の在り方を、二酸化炭素を排出しない形に変えていく施策が求められる。

このため、社会と経済の基盤である「ライフスタイル」、「ビジネス」、「エネルギー」、「モビリティ」の4つの分野において、脱炭素社会に向けた転換の方向性と、重点的に取り組むべき施策、また、緩和と両輪で進めて行くべき適応策の方向性についての検討を進めた。

なお、施策については、地球温暖化対策と相互に関連する生物多様性の保全や循環型社会の構築と一体的に進めていく観点が重要である。

具体的な取組については、この観点も踏まえ、引き続き審議を行い、新たな地球温暖化対策計画の策定に向けた答申において盛り込むものとし、今回の答申においては、義務規定の見直しの方向性や新たに盛り込むべき視点など、改正条例において反映すべきと考えられる事項について示す。

#### (1) ライフスタイルの転換

##### ア 転換の方向性

脱炭素社会の実現に向けては、これまで京都で培ってきた暮らし方や生活文化を基礎に、生活の質の向上につながる、持続可能なライフスタイルの選択を働き掛けることが必要である。

大量生産・消費などの旧来の消費スタイルから、地球環境、社会に配慮した消費スタイルへの転換することなど、様々な主体により脱炭素ライフスタイルの共有を図り、市民・事業者の価値観の変革や行動変容のための土壌づくりを行うことが重要である。また、わかりやすい目標やインセンティブの設定などをはじめ、これまで以上に幅広い主体により、具体的な行動が進められる仕組みを作っていくことが重要である。

## イ 改正条例に盛り込むべき事項

### (ア) エネルギー効率の高い住宅の普及の更なる推進

現行条例においても、省エネ住宅の普及に関する事項は盛り込まれているが、住宅は一旦完成すると、長期にわたり存続することから、2050年を見据えると、他の施策分野に比べても非常に重要である。

2021年4月から建築物省エネ法の下で建築士による施主への省エネ性能の説明義務等が施行されるが、省エネ住宅の普及においては、供給側の働きかけの影響が大きいことから、条例においても建築士や不動産仲介事業者などの供給側の役割等を明記し、省エネ住宅の普及に向けた仕組みづくりを早急に進めていくべきである。

#### 関連する主な改正検討項目

##### ○市民・事業者の取組

- ：建築物の賃借しようとする者は省エネ物件の選択に努めることを規定
- 建築主及び宅建業者は建築物の賃借人に対し省エネ性能の説明に努めることを規定
- 建築主が宅建業者に対し省エネ措置の情報提供に努めることを規定

### (イ) コミュニティの充実

京都市では、エコ学区事業をはじめ、早くからコミュニティ単位での取組の重要性を認識し、取組を進めてきた。今後の地球温暖化対策においても、個々の世帯の取組に加え、効果が面的に広がっていくことや一定規模以上の世帯が参加することで効率的な実施ができること等から、地域やコミュニティ単位の取組を推進していく必要がある。

一方、居住形態や生活様式の変化、少子高齢化に伴う担い手不足により、コミュニティの衰退も懸念されるため、コミュニティの活性化につなげていくといった視点を盛り込むべきである。

#### 関連する主な改正検討項目

- 重点施策：良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する活動推進を規定

## (ウ) 環境・社会に配慮した消費の推進

4つの転換の各分野は、独立したものではなく、相互作用するものであり、特に、一人ひとりの消費行動は他の分野の転換が進むに当たって、大変大きな役割を果たすものである。

ゆえに、自身の日々の過ごし方や暮らし方だけではなく、環境や社会に配慮した消費行動を行うことを、市民の責務として位置付けるとともに、そうした消費行動の普及に向けた取組の強化を図るべきである。

### 関連する主な改正検討項目

○責務：製品・サービス等の選択を通じて他の者の温暖化対策を推進するために積極的な役割を果たすことを市民の責務に規定

## (2) ビジネスの転換

### ア 転換の方向性

脱炭素で持続可能な社会・経済の実現には、これまでの大量生産・消費・廃棄を前提とするビジネスモデルから脱却し、持続可能な資源・エネルギー利用を前提としたビジネスへと移行していかなければならない。

新たな製品やサービスの在り方の創造や ICT の活用などによる働き方の自由度の向上などにより、環境負荷の軽減、生産性の向上と企業価値の向上が共に達成されていくために、環境の取組がコストではなく評価され、環境と経済が好循環していくことが不可欠である。様々な事業活動において、そのようなことが進むための仕組みづくりを進めていくことが重要である。

## イ 対策の方向性と改正条例に盛り込むべき事項

### (ア) 義務規定による更なる削減の推進

特定事業者※においては、事業者排出量削減計画書制度等の下、これまでから先を行く取組を進めてきた。しかし、市全体でより高い削減を追求していく必要がある中で、市域の温室効果ガス排出量に占める特定事業者の割合を踏まえ、一層の取組が必要であり、制度の強化を検討すべきである。

強化に当たっては、これまでよりも高い削減を求める一方で、特定事業者の実情に応じ、経営と両立した取組を進めていくことができる制度となるよう、事業者の評価方法等について、大きく見直しを図るべきである。

また、より高い削減を追求していくに当たっては、当然、特定事業者だけでなく、より広い範囲の事業者にアプローチを強化していく必要があり、特に、これまで取組が進んでいない事業者に対し、段階的に取組を広げていくためにも、義務規定を活用した仕組みづくりを検討すべきである。

なお、義務規定の検討に当たっては、事業者が取組にメリットを感じられるインセンティブ策の組込みなど、経営にもプラスになる観点から十分に配慮した仕組みづくりがなされるべきである。

※ 次の3つの条件のいずれかに該当する事業者

- ・ 事業活動におけるエネルギー使用量が原油に換算して1,500キロリットル以上
- ・ トラック100台以上、バス100台以上、タクシー150台以上、鉄道車両150両以上のいずれかを保有
- ・ エネルギー使用に伴うものを除き、温室効果ガス排出量のうちいずれかの物質の排出量が二酸化炭素に換算して3,000トン以上

#### **関連する主な改正検討項目**

- 義務規定：削減計画書制度の目標削減率の引き上げ、総合評価等の充実（指針の改定）  
中規模事業者対象のエネルギー消費量報告書制度を新設

下線は要点説明のために付しているもの、**破線箱書き**は改正検討内容の参考記載であり、いずれも正式答申では記載しない

### (イ) グリーンファイナンスの推進

地球温暖化対策と経営の両立を図り、好循環を生み出していくためには、あらゆる事業活動を支える金融の在り方が重要である中、パリ協定以降、財務情報のみならず、環境や社会への取組も含めて事業者を評価し、投資を行うESG金融が着実に拡大している。

こうした潮流をしっかりと京都市にも呼び込み、事業者による地球温暖化対策を加速させていくため、重点的に取組を進めるべき分野として位置付け、市内の金融機関等についても積極的な協力を求めていくべきである。

#### 関連する主な改正検討項目

○事業者の取組：地域金融機関等は環境に配慮した事業活動等の支援に努めることを規定

### (ウ) 観光分野における地球温暖化対策の推進

京都市は多くの観光客が訪れる観光都市である。近年、インバウンドの拡大をはじめ、観光産業が大きく伸びをみせてきた。現在は新型コロナウイルス感染症の影響により縮小しており、収束後の状況を踏まえる必要があるが、観光による環境負荷についても対策を図っていくべきであり、観光客等にも京都市での滞在中は地球温暖化対策に取り組むことを求めるべきである。

#### 関連する主な改正検討項目

○責務：観光旅行者等の責務に、市民と同様に温暖化対策に取り組むことを規定

○市民・事業者の取組

：観光旅行者等は、公共交通機関の利用、食の地産地消、ごみの発生抑制などに努めることを規定

### (エ) ビジネスの脱炭素化の推進

近年のテレワークの推進などの働き方改革については、通勤やオフィス、業務内での移動などのエネルギーの削減にもつながるという点において、地球温暖化対策とも親和性が高い。また、こうした流れは、長期的に見れば、経済成長をエネルギーの投入ではなく労働生産性の向上により達成していくものであり、働き方のみならずビジネス全体の脱炭素化にもつながるものであることから、積極的に推進を図るべきである。

#### 関連する主な改正検討項目

○事業者の取組：情報技術等を活用した多様な働き方を促進することに努めることを規定

下線は要点説明のために付しているもの、**破線箱書き**は改正検討内容の参考記載であり、いずれも正式答申では記載しない

### (オ) 環境に配慮した製品・サービスの提供の推進

ライフスタイルの転換のイ（ウ）と同様、事業者がどういった製品やサービスを提供するかは他の分野の転換が進むに当たって、大変大きな役割を果たすものである。

そのため、事業者に対し、提供する製品及びサービス自体の一層の環境への配慮をはじめ、消費者への積極的な情報提供などにより、他の者の地球温暖化対策の推進のために積極的な役割を果たすことを求めるとともに、そうした事業者の取組を促す施策を進めていくべきである。

#### **関連する主な改正検討項目**

○責務：事業者の責務として、製品、サービス等の提供を通じた、他の者の温暖化対策の推進のために積極的な役割を果たすことを規定

## (3) エネルギーの転換

### ア 転換の方向性

京都市では、これまでから再エネの拡大に取り組み、着実に拡大は進んできたものの、エネルギー消費に対する割合は1%台と低い状況にとどまっている現状にあり、飛躍的な拡大に向けて新たな視点にも立った取組の強化が必要である。再エネ設備の一層の導入を推進するための施策とともに、再エネ電気等の利用拡大や供給拡大に向けて取組を進めることが必要である。

### イ 改正条例に盛り込むべき事項

#### (ア) 再生可能エネルギー設備の導入の推進

建築物で消費するエネルギーを自ら生み出すことは、今後一層重要となることから、現行条例においては、2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の新築時等に再生可能エネルギー設備の導入の義務を課しているが、導入義務量は太陽光パネルに換算すると3.2kW程度と一般的な戸建住宅に設置する規模程度であり、この間の太陽光パネル価格の低下なども踏まえ、建築物の規模に応じて義務量を引き上げることや義務の対象の拡大などにより、一層の導入促進を図るべきである。

また、建築士から建築主に対して、再生可能エネルギーの導入のメリット等に関する説明がなされるようにするなど、できるだけ多くの導入が図られる仕組みづくりも、併せて検討すべきである。

下線は要点説明のために付しているもの、**破線箱書き**は改正検討内容の参考記載であり、いずれも正式答申では記載しない

さらに、将来の再エネの主力電源化には、地域で生み出したエネルギーを地域で有効に利用する自立分散型の仕組みの普及が求められることから、これを見据えた取組を進めることが必要である。

#### (イ) 再生可能エネルギー由来の電気の選択の推進

今後、再生可能エネルギーがエネルギーの中心となっていくためには、普及が進むことでコストが低減し、そのことが更に普及につながり、コストが低減するという好循環を生み出していくことが求められる。

そのため、(ア) のとおり市域内での導入の強化を図るのみならず、再生可能エネルギー由来の電気の選択を促進することで、需要側から再エネの普及を喚起していくことが重要である。

また、そうした需要側の動きに合わせ、エネルギー事業者への働きかけの強化など、供給側への取組についても合わせて進めていくことで、より効果的に普及を図っていくべきである。

#### 関連する主な改正検討項目

- 責務 : エネルギー供給事業者に対し再エネ供給の拡大を規定
- 重点施策: 再エネ利用拡大施策として排出係数の低い電気の選択推進を規定  
自立分散型エネルギーシステム普及の取組を規定
- 市民・事業者の取組  
: 再エネ優先利用に努めることを規定  
(再エネ設備の設置, 排出係数の低い電気の選択)
- 義務規定: 建築物への再エネ設備設置義務の強化(義務量引上げ, 対象の拡大)

#### (4) モビリティの転換

##### ア 転換の方向性

これまで京都市では、公共交通の利便性向上や歩いて楽しいまちづくりなど、ひとと公共交通優先の「歩くまち京都」を推進し、自家用車から公共交通へのシフトが進むなどの成果を上げている。二酸化炭素排出量正味ゼロに向けては、人・モノの移動のシステムや新たな技術や考え方にも基づいた、在り方の転換を見据えた一層の取組が必要である。また、使用期間が長く、長期ストックとして残る自動車の脱化石燃料化を進めるためには、現時点から土壌づくりを進める必要がある。

## イ 改正条例に盛り込むべき事項

### (ア) 電気自動車をはじめとした次世代自動車の普及

着実な自動車からの排出量の削減を図るためには、自動車の燃費向上と合わせて、ガソリン車から電気自動車などの次世代自動車に切り替わっていくことが必要である。現行条例では、特定事業者への一定割合以上のエコカー導入の義務や自動車販売事業者による燃費の説明義務、市民・事業者がエコカー選択に努めることなどを規定しているが、一層高い基準のエコカーの導入促進や次世代自動車の普及に向け、内容の強化を検討すべきである。

また、電気自動車が有する移動と蓄電が両方できるという強みを活用できる仕組みづくりの検討が必要である。

### (イ) 新たな交通システムの構築

情報技術の活用により地域の公共交通や移動サービスを効率的にする新たな交通システムの構築に向けた動きが進んでいる。交通渋滞の緩和や公共交通機関、シェアリングを上手く位置付けることによる自家用車依存の引き下げなど、地球温暖化対策のみならず、地域の足の確保やより便利な移動の実現など交通に係る諸課題との同時解決につながるものとして期待されるものであり、将来の社会実装を見据えた調査・研究をはじめ、積極的な取組を推進していくべきである。

#### 関連する主な改正検討項目

○重点施策：MaaSなど新たな交通システムの調査研究を規定

○観光旅行者の取組

：域内移動に関し徒歩、自転車、公共交通機関の利用に努めることを規定

○義務規定：特定事業者に一定割合の導入を義務付けるエコカーの基準を引上げ

## (5) 適応策の推進

現行条例では、適応策について明記されていないことから、改正条例においては、適応策を緩和策と両輪で、各主体により進められるべき地球温暖化対策として、明確に位置付けるべきである。

気候変動の影響は、地域の自然状況や社会状況によって影響が生じるまでの時間や被害の大きさが様々であることから、京都市における気候変動の影響をしっかりと把握し、対策を講じていくべきである。そのため、国や府・大学や研究機関と連携し、情報収集や調査研究、またその成果等を関係者で共有していくための体制の整備を行うことが必要である。

分野ごとの取組の方向性等については、すでに気候変動の影響が明らかに生じている、防災と暑熱対策については具体的な取組を進めていくべきであり、また、京都市の最大の特徴である伝統や文化への影響についても注視すべきである。

### **関連する主な改正検討項目**

- 定義：適応策を地球温暖化対策として新たに規定  
(このことにより緩和策と同様に各主体の責務・努力義務等に組み込み)
- 重点施策：地域気候変動適応センターの機能整備を規定  
適応策に関する情報収集、調査研究を規定  
適応策の重点分野として暑熱、防災を規定

## 第5 おわりに

はじめに述べたとおり、「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」は、これまでの取組の延長だけでは到底届かない高い目標であり、新たな視点に立ち、危機感と目標を共有した上で、暮らしや社会経済活動の在り方の見直しを含めて、あらゆる主体で取り組んでいくことが必要である。

そのような観点から、全ての主体が脱炭素社会の構築の必要性を認識し、市民のライフスタイルの選択、地域におけるまちづくりや事業者のビジネスをはじめ、あらゆる場面で、それぞれが自発的かつ創造的に行動していくことにより達成を目指すことが何より求められる。

そういった考え方を条例において明確にすることで、京都市の地球温暖化対策の方針として揺るぎないものとするとともに、全ての主体で共有することを出発点として、各主体の具体的な行動を引き出していくことが、京都市に求められる役割であると考ええる。

審議の過程では、様々な分野の転換を図っていくことが必要との認識の下、従来の地球温暖化対策の取組の土俵を広げる幅広い活発な議論がなされたところである。

本答申は、条例の見直しに当たり、「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」の実現に向けた基本的な考え方や、条例改正の方向性について取りまとめたものであり、引き続き、次期地球温暖化対策計画の策定に向け、ウィズコロナ・ポストコロナ社会を踏まえた施策の更なる具体化等を中心に引き続き審議を行うこととしている。

京都市においては、本答申を踏まえ、脱炭素社会の構築をオール京都で推進していくにふさわしい条例改正案を取りまとめられることを期待する。